

隼人港における小型船舶の係留許可制度 Q & A (令和5年1月30日更新)

番号	質問事項	回答
1	設置可能な工作物について、既に設置してある係船環やはしごはすべて認められますか。	現在設置してある工作物について、設置を否定するという趣旨ではありません。必要最小限度とするようお願いいたします。
2	令和5年4月に船舶検査が切れますが、申請書に添付する船舶検査証は現在のもので構いませんか。	申請時点で有効期限内のものであれば構いません。
3	今後毎年申請を行うこととなりますが、申請書様式は毎年申請時期に郵送されてきますか。	今後当面の間、更新時期に案内・申請書等を郵送することとしています。
4	係留許可手続きが行われず、所有者不明のまま係留し続けた場合はどうなりますか。	所有者が判明している場合は、申請を促す文書を送付します。所有者が不明、もしくは所有者は判明しているが申請がなされない場合、撤去指導・撤去命令も含めて対応していく予定です。
5	許可証は船舶内に保管すればいいですか。	船舶内に掲示・保管していただく他、免許証サイズの許可証を携帯していただくことも可能です。提示を求められた際に提示できるようにしてください。
6	本港と外港の間の護岸に係留している船舶は申請対象ではないのですか。	当該護岸に係留している船舶の取扱については現在検討中です。
7	船舶を売却・譲渡などにより他人名義に変更した際、どのような手続きが必要ですか。	変更許可申請が必要となりますが、事前に県始良・伊佐地域振興局建設総務課管理係までご相談ください。
8	現在係留している船は、名義が変わっても引き続き係留できますか。	様々なケースがあると考えられますので、具体的なケースが発生した都度、県始良・伊佐地域振興局建設総務課管理係までご相談ください。
9	次回許可更新を行う際にも、今回と同様の書類が必要ですか。	許可更新の際も、同様の書類の提出が必要です。
10	他者が設置した設置工作物を使用していますが、申請書への記載は必要ですか。	工作物の設置者が係留許可と併せて申請するのであれば不要です。基本的には、設置物の所有者が係留許可と併せて申請することになると考えます。
11	申請書に船舶・設置工作物の写真を添付することになっていますが、どのような写真を撮ればいいですか。	船舶・工作物の外観及び係留・設置状況が分かる写真を添付してください。家庭用のプリンタ等でA4用紙に出力したもので構いません。
12	現在修理のために船舶を陸揚げしており、係留状況を写真で撮ることができません。この場合、写真は船舶の外観のみでいいですか。	普段から係留しており、一時的に陸揚げしているのであれば、普段係留している場所の写真と船舶の外観の写真をご提出いただければ結構です。また、一時的に陸揚げしている旨写真のどこかに記載してください。
13	船舶の所有者が法人の場合、申請者名はどのように記載すればよいですか。	法人名で申請してください。
14	船舶のエンジンが変わった際、再度船舶検査を受けますが、変更の許可申請は必要ですか。	船名や船舶番号など、今回の許可に必要な事項に変更がなければ、変更許可申請は不要です。
15	係船申請場所を複数選んで申請はできますか。	係船申請場所は、普段係留しているエリア1つを選択し申請してください。